令和2年5月1日 文教福祉常任委員会資料 健康長寿部国民健康保険課

新型コロナウイルス感染症にかかる宇治市国民健康保険における 傷病手当金の支給の専決処分について

令和2年3月30日の文教福祉常任委員会報告後、新型コロナウイルス感染症にかかる 国の緊急対応策に基づく国民健康保険における傷病手当金の支給にかかる専決までの経 緯につきまして報告いたします。

1. 制度の概要

(1) 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状が あり感染が疑われる者

(2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から 労務に服することができない期間

(3) 支給額

- ・算式 直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数
- ・限度額 標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 1/30 に相当する 金額の 2/3 に相当する金額(令和 2 年 3 月現在 日額 30,887 円)
- ・その他 給与等を受けた場合は支給対象外 ※受けた給与等が傷病手当金より少ない場合はその差額を支給

(4) 適用

令和2年1月1日~9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

2. 本市の対応等

- ・令和2年3月10日「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」にて、新型コロナウイルスに感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが示される。
- ・令和2年3月24日厚生労働省より事務連絡にて条例を改正する場合の参考例、 傷病手当金支給の事務フロー(例)等が示される。
- ・令和2年3月30日文教福祉常任委員会にて報告。
- ・令和2年4月16日市長専決により条例を改正。
- ・翌4月17日から受付開始。